

事務事業名	栃木県後期高齢者医療広域連合参画事業				担当	市民生活部 国保年金課 高齢者医療係			
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	広域行政・地域連携の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、真岡市後期高齢者医療に関する条例					☒ 単年度繰返（開始年度 平成20 年度～）			
予算科目	3.後期高齢者医療特別会計	2.後期高齢者医療広域連合納付金	1.後期高齢者医療広域連合納付金	1.後期高齢者医療広域連合納付金		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度は、保険者として県単位で設立された広域連合が事業を運営している。 被保険者は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害があり、保険者が認定した方も含む）である。 関係市町は保険料の徴収と、被保険者資格の異動届出受付等の窓口事務を行うとともに、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金を広域連合に納付している。 後期高齢者医療の保険料率は、概ね2年を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定することが定められているが、平成30年度の保険料率は、均等割額・所得割率とも平成29年度と同率となっている。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 転入・転出・転居・死亡等の事由による被保険者資格異動届出の受付、葬祭費の申請受付及び被保険者証の再発行等の窓口事務を行い、広域連合にそれらに関する申請書等の受付書類や異動処理データの送信を行った。 また、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度に係る負担金を広域連合に納付した。 31年度計画 30年度に同じ。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 名称 単位 27年度(実績) 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(見込) ア 資格異動等事務取扱件数 件 3,687 3,833 4,129 4,243 4,532 イ 広域連合納付金額 千円 576,472 611,704 654,651 694,718 712,941 ウ エ オ
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 栃木県後期高齢者医療広域連合 被保険者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 名称 単位 27年度(実績) 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(見込) ア 栃木県後期高齢者医療広域連合 団体 1 1 1 1 1 イ 被保険者数（4月1日現在） 人 8,804 8,914 9,099 9,253 9,514 ウ エ オ
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 広域連合による事務の共有化で、医療給付等の事業を効率的かつ円滑に実施する。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 名称 単位 27年度(実績) 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(見込) ア 被保険者一人当たり納付金額 円 65,478 68,622 71,947 75,080 74,935 イ ウ エ オ
④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 後期高齢者医療制度が健全に運営され、被保険者が適正な医療給付を受けることができる。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 名称 単位 27年度(実績) 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(見込) ア 適正な医療給付を受けている被保険者の割合 % 100 100 100 100 100 イ ウ エ オ

(2) 総事業費の推移				単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	139,535	139,431	140,724	144,926	134,220
			一般財源	千円	436,937	472,273	513,927	549,792	578,721
			事業費計 (A)	千円	576,472	611,704	654,651	694,718	712,941
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
			人件費計 (B)	千円	4,525	4,485	4,482	4,503	4,503
			トータルコスト(A)+(B)	千円	580,997	616,189	659,133	699,221	717,444

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	高齢者医療制度の安定確保を目的に、従来からの老人保健制度が廃止され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度がスタートした。 法に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合が設立され、医療給付等の事業が開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	現行の後期高齢者医療制度を廃止して新たな制度に移行するため、「社会保障制度改革推進法」（平成24年8月成立）に基づき、「社会保障制度改革国民会議」において制度の改革、廃止等について検討が行われたが、平成25年8月に、後期高齢者医療制度は現在では十分定着しており、現行制度を基本とするとの報告がなされた。 なお、近年の高齢社会への進展により、後期高齢者医療の被保険者は年々増加する傾向にある。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	